

# 社会福祉法人皆成会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人皆成会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第8条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事 報酬（退職慰労金を含む）
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 無報酬

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

## (報酬等の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に定めるものとする。

- 2 この法人の報酬総額は、法人全体の事業活動収入の2%を超えないものとする。
- 3 この法人の理事長の報酬月額は、別表1に定める額とする。
- 4 この法人の理事長の退職慰労金は、別表1に定める額を上限として評議員会の承認を得た額とする。
- 5 非常勤役員に対する報酬は、別表2に定める額とする。
- 6 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

#### (費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員が法人業務を行う場合には別表2のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

#### (支給の方法)

第6条 常勤役員の報酬等及び費用は、毎月21日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、職員賃金規定23条準じた日とする。

- 2 非常勤役員の報酬等は、必要な都度支払う。
- 3 役員及び評議員に対する費用弁償は、必要な都度支払う。

#### (支給の形態)

第7条 報酬等及び費用は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

#### (公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

#### (細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

#### 附則

この規程は平成29年6月21日から施行する。

この規定は令和7年3月13日から施行する。

別表1（常勤理事の報酬等）

(1) 月額報酬

役職名	月額
理事長	850,000円

(2) 退職慰労金

最終報酬月額×在任年数×○%（係数）

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとし、1か月未満は切り上げる。

※係数は功績により評議員会で承認を得るものとする。

別表2（非常勤役員及び評議員の報酬等）

(1) 理事

名称	報酬（日額）	費用弁償（日額）
理事会等会議への出席	3,000円	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円	3,000円

(2) 監事

名称	報酬（日額）	費用弁償（日額）
監事監査等への出席	3,000円	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円	3,000円

(3) 評議員

名称	報酬（日額）	費用弁償（日額）
評議員会等への出席	無報酬	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	無報酬	3,000円